

意見書案第 3 号

再審法改正を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 3 0 日

提出者	海老名市議会議員	宇田川	希
賛成者	同	戸 澤	幸 雄
同	同	田 中	ひろこ
同	同	三 宅	紀 昭
同	同	た ち	登志子
同	同	鈴 木	さよ子
同	同	ありい	あいこ
同	同	さ の	る み
同	同	伊左次	雄 介

再審法改正を求める意見書

えん罪は、最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、わが国にとってはもちろん、地域住民の生命・財産を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題であるといえる。

ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。

しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。

このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の安定した進行が制度的に担保されていない状況にある。

その中でも、特に重要な課題として①再審請求手続において証拠開示規定が存在しないこと、②再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより審理が極めて長期化していること、③再審請求手続における手続規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分になされていないことの３点が挙げられている。

こうした中で、再審やえん罪被害に対する社会の関心も高まり、地方議会においても、再審法改正を求める意見書が採択されている状況にある。

海老名市議会は、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対しての検察官の不服申立てを認めることは、法改正により制限するべきであると考える。

よって、国におかれては、えん罪被害者を早く確実に救済するために、再審法改正に向けた議論を速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年９月３０日

海老名市議会議長
森 下 賢 人